

		整理番号	0	2	E	0	0	2
質 問 事 項		回 答						
11	弊社の請求書は、原則、翌月 10 日迄に Web サイト上で開示、15 日迄に到着とし、請求書受領後 30 日以内（翌々月 15 日迄）に振込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）第 12 条のとおりです。						
12	契約施設が 500kW 以上（協議制）の拠点について、開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。						
13	契約施設が 500kW 以上（協議制）の拠点について、今現在の契約電力と 2020 年 1 月～2021 年 12 月の 1 年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例）：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2020 年 8 月 〇〇kW	契約電力：1,300kW 最大需要電力（実績）：2020 年 11 月 1,216kW ※記載は 2020 年 1 月～2021 年 1 月の期間です。						
14	供給期間中に契約電力の変更予定はございますでしょうか。	契約電力の変更予定はありません。						
15	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書 1 ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能な範囲で対応致します。						
16	・電力需給契約書（案）第 5 条について 検針に関しては、一般送配電事業者で実施するため、発注者の立ち会いができない場合がありますが、よろしいでしょうか。	了承いたします。						
17	・その他 一般送配電事業者で託送料金の改定があった場合に、契約単価見直しの協議に応じていただけますでしょうか。	電力需給契約書（案）第 11 条のとおりです。						

		整理番号	0	2	E	0	0	2
質 問 事 項		回 答						
18	<p>1、入札金額積算内訳書には端数処理の式が入力されていませんが、端数処理について指定があれば教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 ・電力量料金 ・月ごとの合計金額 ・合計金額 	<p>令和3年1月21日に入札金額積算内訳書の一部を修正しています。</p> <p>入札金額積算内訳書の『電力料金合計(Q欄)は小数点以下を切り捨てと致します。なお、合計金額については月別合計金額(Q欄:小数点以下切り捨て)の合計と致します。</p>						
19	<p>2、契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>ご質問に該当する工事予定はありません。</p>						
20	<p>3、一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。</p>	<p>電力需給契約書(案)第11条のとおり。</p>						
21	<p>4、現在の供給者を教えてください。</p>	<p>東北電力株式会社 様です。</p>						
22	<p>5、供給開始時に契約電力の変更を行なう施設がある場合、現在の契約電力を教えてください。</p> <p>また、契約電力を減少する場合は、直近1年間の最大需要電力が変更後の契約電力を上回っていると変更できかねてしまいますが宜しいでしょうか。</p> <p>変更する場合、直近1年間の実績をいただけますでしょうか。</p>	<p>契約電力を変更する予定はありません。</p>						
23	<p>6、一般送配電事業者(ネットワークサービスセンター)から開札以降に切替手続きをしても間に合うことの確約を書面でいただけますか。</p> <p>上記の契約電力変更がある場合も含めて確約をいただけますか。</p> <p>万が一供給開始が間に合わない場合、ペナルティ等はございますか。</p>	<p>切替手続きの期日について確約は得ておりませんが、開札日以降の手続きで可能であると見込んでおります。</p> <p>なお、供給開始が間に合わない場合、契約書や民法等の規定に基づき対応することとなります。</p>						

		整理番号	0	2	E	0	0	2
質 問 事 項		回 答						
24	7、弊社が落札した場合、切り替え手続きに必要な資料の提示を、切り替えに間に合うように早急にご協力いただく事は可能でしょうか。	可能な範囲で対応いたします。						
25	8、請求書は WEB からのダウンロードにてご対応いただけますか。	請求書には代表者印又は受任者の押印が必要となるため対応できません。 そのため書面（郵送可能）でお願いいたします。						
26	9、検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。その旨ご了承頂けますか。	了承致しますが、常用線及び予備線毎の使用量、ピーク時間、夏季、その他季、夜間等の区別は必要となります。						
27	10、契約書 2 条についてですが、ただし以降の文面に⇒『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 4 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』を追記することは可能ですか。	追記は認めません。 電力需給契約書(案)第 2 条のとおりです。						
28	11、契約書 5 条の毎月末日の 24 時を『計量は毎月 1 日午前 0：00 とし』に変更可能でしょうか。	電力需給契約書（案）第 5 条と同義のため変更は致しません。						

		整理番号	0	2	E	0	0	2
質 問 事 項		回 答						
29	<p>12、発注者の責に帰すべき事由によるおける解除に伴う違約金についてですが</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、契約金額（電力量料金単価）を乗じた額と基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p> <p>を追記することは可能ですか。</p>	<p>本質問でご提案しているような追記は認めません。</p> <p>なお、契約代金の支払遅延利息については、電力需給契約書（案）に次の規定を追加します。</p> <p>「第 12 条第 4 項</p> <p>前項の規定による電気料金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率（契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。）の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。」</p>						